

第5章

移民の私的身分とイスラエルの宗教法体系

——エチオピア・ユダヤ人の事例を通して——

はじめに 問題の所在——国民国家の理念と歴史的遺産——

もとより、一民族が一定の領土に主権を行使する国家をもつべきである、という国民国家の理念が主唱され、かつ実行に移されたのは、まさに近代という時代になってからである。その意味から、パレスチナという土地の一定の領土に、ユダヤ民族が主権国家を建設すべきである、という19世紀末に起った政治的シオニズムの思想も、中世、近世には考え及ばなかった政治理念であった。しかし、国民国家は歴史的には中世、近世を背負っているために、理念と現実との間に種々の葛藤を生んでいる。本章では、そのひとつとして、国民を構成する主要な要素である「ユダヤ性」をめぐる現代の一事例を考察するが、ユダヤ性自体が歴史的に生成された概念であるため、宗教制度的、歴史的、社会的な諸問題へと波及している。

今日のイスラエル国家を構成する市民は、各自の民族的出自（レオーム）が定まっていて、身分証明書に記載されている。そのなかには、ユダヤ人のほか、アラブ人、ドゥルーズ人などがある。このうち、ユダヤ人に対しては、帰還法という法律によって、イスラエルへの「帰還」を希望する世界中のすべてのユダヤ人に市民権を与える体制が、建国当初から整えられてきた。その際、当人のユダヤ性を判定するのはイスラエルの内務省であるが、実質的にはユダヤ教正統派の判定基準が強い影響力をもっている。したがって、ユ

ダヤ教のそれ以外の宗派である保守派や改革派が実施した改宗儀礼によってユダヤ教徒になった人が、内務省の基準によってユダヤ性を認定されない事件がときどき社会問題になることがある。しかし、なかにはそういう個別事例ではなく、一地域からの大量のユダヤ人移民の全体が、彼らのユダヤ性を疑問視される事件が起こることがある。その典型がエチオピア出身のユダヤ人のユダヤ性をめぐる問題である。

個人ではなく集団を単位としてこれまでに注目を集めたものには3つのケースがあったように思われる。イエメン出身のユダヤ人、旧ソ連出身のユダヤ人、そしてエチオピア出身のユダヤ人である。いずれも、イスラエル政府が彼らの集団での移住に何らかの形で関与している。これら3者に対する宗教権威筋の対応には、各集団の歴史的背景の相違などにより、興味深い相違点が見られた。イスラエル政府には世界の「離散ユダヤ人」を聖地へ帰還させるという大義がある。これに対して、正統派のラビたちにとっては、これらの帰還者たちがユダヤ教の伝統的な宗教法（ハラハ）に照らしてどの程度にユダヤ人であるのか、ということが大問題であった。

イエメンのユダヤ人はすでに20世紀の初頭からパレスチナへ移住していた者がおり、その社会の宗教的伝統がマイモニデス（Moses Maimonides, 1135-1204）に遡及するものであり、なおかつ他の地域では失われた古代のラビたちの書籍の写本を保持していることが判明したために、厚く歓迎されていた。1990年代初頭の旧ソ連出身のユダヤ人の大量の移住に際しては、移住者のなかにハラハに照らしていえばユダヤ人には該当しない者、例えば、両親のうち父親だけがユダヤ人である場合とか、戸籍は自主的な申告によっているので真偽を確認できない場合とかがいくつもあったと報じられながらも、敢えて問題にされなかつた。エチオピア・ユダヤ人の場合には、何度かにわたって移住が行われてきたが、その都度宗教権威筋の対応に変化が見られるのである。エチオピア・ユダヤ人に対する宗教権威の対応を考察することによって、イスラエルという近代国家の抱えている宗教問題の一端を探っていくこうとするのが本章の課題である。

第1節 エチオピア・ユダヤ人とイスラエルへの移民

1. 出自と特徴

エチオピアのユダヤ人は、現地で他のエチオピア人から「ファラシャ」と呼ばれてきた。これはエチオピアのアムハラ語 (Amharic) で「捕囚民」を意味する。この語は、ゲエズ (Ge'ez) と呼ばれる古代エチオピア語で「移住する、さすらう」を意味する動詞falasaに由来するとされる⁽¹⁾。彼ら自身は、「ベータ・イスラエル（イスラエルの家）」を自称している。

エチオピア・ユダヤ人の語り伝えた伝承によると、彼らの祖先は遠く古代イスラエル王国のソロモン王の時代に遡るという。起源については研究者の間では諸説がある。一説によると、今から約2000年前、当時エジプトとスエダンの境界地帯に集落を構えていたユダヤ人のグループがエジプトからナイル川を遡ってエチオピアに至ったのが、彼らの祖先であるとする説がある。他方、紀元1、2世紀にイエメンから海峡を渡ってエチオピアに移ったユダヤ人のグループが核になって形成された集団に起源を求める見解がある。その他には、彼らの起源をもっと新しい時代に求める見解もある。それによれば、エチオピアで、他のキリスト教徒のグループから分離し、キリスト教の儀礼や信仰体系を含まない集団が文字史料に現れるのは中世になってからであって、今から600年より以前には遡れないとする。

近代社会ではないから宗教生活を離れた世俗社会は存在せず、すべての構成員は多かれ少なかれしきたりに則った生活を送ってきた。現地のキリスト教の人々とは違った生活習慣を守ってきており、ラビ・ユダヤ教と多くの類似点をもっている。以下、彼らの生活の特徴を素描してみよう⁽²⁾。

宗教は聖書(旧約)に基づきをもつ。ヘブライ語の聖書ではなく、古代エチオピア語ゲエズの翻訳のみであり、これはエチオピアのキリスト教と同じである。その他、旧約の外典のいくつかをも聖典に数える。タルムード (Talmud) は

伝わっていないが、彼らの著作のなかにはグマラ (Gemara) やミドラシュ (Midrash) に一致する伝承もいくつか見いだせるという。

宗教生活の中心は、安息日とメスギド（シナゴーグに相当する）である。安息日の聖性は厳格に守られ、安息日前日の午後には、人の影の長さが足の長さの12倍になると野良仕事を中断して、沐浴によって身を清め、礼服に着替える。点火や水汲み、村の境界を越えた歩行や性行為は禁止される。メスギドでは、ゲエズ語でのモーセ5書の朗読が行われ、アムハラ語で説明される。メスギドはどの村にも見られる。部屋は2間に分かれ、一方は至聖所と呼ばれ、そこにはモーセ5書が安置され、祭司とその補助者のみが入れる。また、庭に過越祭のいけにえ用の祭壇がある。ラビは存在せず、祭司が彼らの社会の宗教指導者である。

家族は一夫一婦制を基本としているという。男子の割礼は生後8日目で、アフリカで盛んな女子の割礼もここには見られる。穢れに関する掟は厳格である。妻女は生理期間中、村はずれの専用の小屋に隔離され、済んだ後も沐浴で身を清めてからでないと戻れない。死体による穢れを清めるために赤牛の灰による儀礼を今も実行するという。トーラー (Torah) が定める清い食物と不浄な食物との区別も守られる。食用の家畜の屠殺は祭司が行い、キリスト教徒が屠殺した肉は食べないという。食前に手を洗い、食前と食後に祈りを捧げる。

子供の教育は盛んで、ほとんどの村には学校があり、ダブタラ (dabtara) と呼ばれる祭司補助者が子供たちに、読み書きやゲエズ語の祈りとモーセ5書と詩篇を教えるという。

ファラシアの生活暦は、通常のエチオピア人の使用する暦と異なり、ユダヤ暦のような太陰暦で、4年に1度、うるう月がある。

彼らはイスラエルの神である唯一神を固く信じ、神が彼らを選び出したこと、そして将来必ずメシアが出現して聖地への帰還を果たすと信じている。過去に何度か預言者が現れて、メシアの到来を告知しメシア運動を引き起こしたという。

2. エチオピア・ユダヤ人のイスラエルへの移民の歴史：4期

つぎに、エチオピア・ユダヤ人のイスラエルへの移民の歴史を追っていこう。移民の時期、移民者の出身地、移民の方法、入国の際の身分によって、1993年現在、大略、4つの期間に分けて考察することができる。そして、移民は現在もなお引き続き行われている⁽³⁾。

(1) 第1期（1956～76年）：帰還法の適用外の移民

第1期に当たるのは、1956年から76年にかけての約20年間の移民である。この期間には、移住を希望する個人がそれぞれに個人の事情に基づいて移住するケースがほとんどで、通算でも300人程度であったとされている。入国に際しても、帰還法の適用はなかった。

(2) 第2期（1977～83年）：ティグリニヤ語を話す人々

1977年、ときの首相M・ベギン（Menahem Begin）はエチオピア軍事政権と秘密裡に決めを行い、エチオピアのユダヤ人を穩便にイスラエルへ移住させることを図った。エチオピアの軍事政権は1974年に政権を掌握したが、彼らはマルクス主義を標榜していた。しかし、世界の冷戦構造下で親米のイスラエルとの交渉がダヤン（Moshe Dayan）外相によってマスコミに漏れたために、120人程度のユダヤ人を移送しただけでエチオピアは門戸を閉ざすことになる。エチオピア・ユダヤ人は、その後も1983年までに、スーダンを経由して3000人ないし4000人がイスラエルへ移民した。

すでにこれに先立つ1973年、エチオピア国内が混乱に陥っていた時期にあって、イスラエルでは、ときのスファラディ（Sephardi）系首席ラビ、オバデア・ヨセフがエチオピアのユダヤ人ファラシャをユダヤ人として認める声明を公式に出していた。ただし、たとえ彼らをまったくユダヤ人と認めながらも、留保として、入国時に全員が改宗儀礼としての浸礼を受けることを命

じた。これに則って、その後スーダン経由でイスラエルへ辿り着いた人々は、入国の際、帰還法の適用を受けて市民権を取得した。

この時期に移住したのは、エチオピアのティグライ (Tigray) 地方とウォルカイト (Walkayt) 地方の出身者で、農村の伝統的な生活者で文盲が多かったといわれる。彼らはみな、ティグリニヤ語 (Tigrinya language) を話す人々である。彼らは改宗儀礼を実施して、イスラエル南部のベエル・シェバ (Beersheva), アラド (Arad), スデロート (Sderot) などに定住した。

(3) 第3期 (1984年11月～85年1月)：アムハラ語を話す人々

1984年になると、ゴンダル (Gondar) 地方とセミエン山地 (Semien Mountains) 周辺の村落のユダヤ人に、移住の時期が到来したとの知らせが伝わったとされる。先の移住者とは違い、彼らはアムハラ語を話すゴンダリ族の人々 (Amharic speaking Gondaris) であった。彼らの移住には相当の困難が伴ったようである。

同年の3月から8月にかけて、1万ものファラシャがスーダンへと越境した。その途中、1000人が死亡し、スーダンへ辿り着いてからも、収容された先でさらに2000から3000人が死亡したとされる。11月にイスラエル政府が集団移送計画の実施を決定。それから移送までの間に、エチオピアからの約50万人に及ぶキリスト教徒の難民から約7000人のユダヤ人を識別するという困難な作業が必要となった。これに携わったのはイスラエルの諜報機関モサド (Mossad) であったといわれる。そして、翌1985年1月に「モーセ作戦 (Operation Moses)」と呼ばれた移送作戦によって6700人以上のエチオピア・ユダヤ人がスーダンからイスラエルへ移送された。その後、スーダン政府が移送の打切りを表明したため、スーダンに残されたエチオピア・ユダヤ人を移送するために、CIAが後援して「シバ作戦 (Operation Sheba)」が実施され、648名が移送される。

短期間に大量の移民を抱えたため、イスラエル国内では移民者専用の収容施設が不足し、10カ所のホテルを借り上げて収容した。ホテル生活が移民者

の自立と適応を遅らせたともいわれる。その後一時期の予定で、一部はアパート暮らしへ他は収容施設へ生活の場を移すが、予定より滞在が長期化してさらに適応が遅れたとされている。

(4) 第4期：モーセ作戦以降

モーセ作戦以降、現在まで、エチオピア・ユダヤ人の移民は続いている。1990年代には「ソロモン作戦 (Operation Solomon)」が展開され、それが91年の5月に終了してからも、93年5月までの2年間に、さらに5000人のエチオピア・ユダヤ人が移民してきたと、クネセト（国会）で報告されている⁽⁴⁾。その他にも、エチオピアで今も移民を希望する者の飢餓状態を救う人道援助のために関係者がエチオピアへ派遣されること、また、移民希望者のなかでユダヤ人か否か不確定の者やキリスト教への改宗者について、帰還法と入国法による受入れを検討中であることが、同じく5月のクネセトで公表されている。6月には、エチオピアから、自発的にキリスト教に改宗したとされているファラシュ・ムラの共同体から、一般の入国法でなくユダヤ人として帰還法での入国を認めるよう裁判所への提訴があったという。彼らは、自分たちの改宗が自発的ではなく、キリスト教の習慣を強制された後もそのふりをしていただけで、祭司であるケッスィーム (Kessim) からユダヤ人であることの証明書も得ているし、イスラエルにファラシャの親類がいるとして、ユダヤ人として帰還法の該当者であることの身分の確認を求めた訴えである⁽⁵⁾。

第2節 エチオピア・ユダヤ人の「ユダヤ性」をめぐる問題

1. ラドバズの判断

エチオピア・ユダヤ人の存在は、前世紀になって初めて知られるようになったわけではない。すでに、16世紀初め、当時のエジプトのユダヤ人コミュニ

ティで首席ラビ (chief Rabbi) の職にあったラビ・ダヴィード・ベン・ソロモン・イブン・アビ・ズィムラ (1479-1573)，その名の頭文字を並べて作った略称でラドバズ (Radbaz) とも呼ばれる人物が，彼らの出自に関して以下のような2つの重要な法的判断を下していた⁽⁶⁾。

第1に，エチオピアのユダヤ人たちはダン (Dan) 族出身のユダヤ人であるとされた。ダン族といえば，「失われた10部族」のひとつである。失われた10部族とは，西暦紀元前8世紀に，ときの大帝国アッシリヤによって滅ぼされた北イスラエル王国を構成する10の部族に属し，滅亡後住民は強制移住させられ，以後その消息が途絶えた部族である。古代イスラエル人の風俗習慣や宗教観念と類似のものをもつ集団が発見されて，彼らがかつての失われた10部族の遠い子孫であると判断されたわけである。しかし，彼らがユダヤ人社会の中心から外れてすでに久しく，ヘブライ語もユダヤ法も失ってしまっていた。そしてこの点が，法的判断に重大な意味をもってくる。それが第2の特徴である。

第2点は，彼らがハラハー (ラビ・ユダヤ教に基づくユダヤ法規) の結婚規定に違反する虞があるとされたことである。これをユダヤ法の特殊用語でいうと「マムゼル (Mamzer)」の疑惑があるということになる。マムゼルというのは，正規の婚姻関係にない男女の性交渉によって生まれた子供の通称である。この場合，未婚の女性が生んだ子供は含まれない。なぜなら，元来，未婚の女性との性交渉は，その女性との結婚の意思表示あるいはその成立の主たる要件であって，これによって正規の婚姻関係が生ずる場合に当たるからである。それに対して，マムゼルというのは，既婚女性と夫以外の男性との間に生まれた子供であるとか，婚姻関係にあるが，その婚姻がユダヤ法(ハラハー)に違反している場合に該当する。このうち前者のような例は，エチオピア・ユダヤ人が特に対象とされるようなものではない。問題は後者である。ユダヤ法を知らないエチオピア・ユダヤ人が犯す虞のある違反として考えられるのは次のような事例である。ひとつは，ハラハーが禁止する近親婚に該当する場合。もうひとつは，これもハラハーが禁止する婚姻であるが，祭司出身

の男性は離婚歴のある女性と結婚してはならないとする法規である。エチオピア・ユダヤ人がこれらの法規を知らないということは、たとえ彼らが善意であって法を犯す意思がなくとも、ハラハーに則って判断すれば彼らにはマムゼルの疑惑が生まれるのである。

マムゼルを疑われるとどうなるか。他のユダヤ人との婚姻が禁止されるのである。それだけでなく、さまざまな形で社会的な制裁を受けることにもなる。もちろんこの場合には、通常のマムゼルとは異なり、その人あるいはその親の道義的、倫理的責任が問われるわけではない。しかし、ハラハーは厳然として存在するわけである。エチオピア・ユダヤ人全体がマムゼルの疑惑をもたれるということは、彼らの集団全体が他のユダヤ人から排除されることを意味する。それでは、マムゼルの疑惑を除くためにはどうすればよいか。

改宗する際に必要とされる儀礼に浸礼がある。これは、雨水に頭まですっかり浸る沐浴である。ユダヤ教では、浸礼は古来穢れを清める儀礼として、祭司が神殿で神聖な務めをするときや、一般人が神殿に詣でる際や、女性が出産を済ませたり生理期間が過ぎたりした際などに、励行された儀礼である。浸礼はさらに、すでにキリスト教の成立の頃には、厳格な戒律を実施する人々にあって魂の清めの儀礼として位置づけられ、さらにはユダヤ教への改宗儀礼の要件のひとつとなっていた。エチオピア・ユダヤ人はもちろん改宗するわけではない。しかし、完全なユダヤ人であることを証明するために、いわば改宗に擬制して、浸礼を行うという方法が講ぜられる。先に見たように、1956年から76年までの20年間に個別にイスラエルへ移民してきた最初期のエチオピア・ユダヤ人移民者たちが、イスラエルの帰還法の適用外で移民してきたというのは、彼らがユダヤ人として入国したのではなかったことを意味している。また、それ以後の移民作戦による移民では、入国時に浸礼を行ったとされている。これは以上述べたように、ユダヤ法の見地から見ると彼らはマムゼルの疑いを払拭できず、帰還法に照らしてみると完全なユダヤ人とは認めがたかったということである。それゆえ彼らは、この見解に則って入国時に浸礼を行ったのである。

2. オバデア・ヨセフの裁定

ラドバズのハラハー的見地からの裁定は、エチオピア・ユダヤ人に対する正統派ユダヤ教の権威筋 (Rabbānūt, Chief Rabbinate) の見解の基礎となり、またその後の政府による集団移民という公式の政策の基礎となるものである。1973年当時、イスラエルの国の2名の首席ラビの1人で、スファラディ系のユダヤ人を代表していたオバデア・ヨセフ (O. Yosef) は、ファラシャをユダヤ人であると公式に認める書簡を著した。そのなかで、ファラシャはダン族出身であり、あらゆる点でユダヤ人であり、イスラエルへの移民に当たっては他の離散ユダヤ人と同等の援助を受けるべきであると定めた。ただし、エチオピア・ユダヤ人全員が入国時に形式的な改宗儀礼として浸礼を受けるべきであるという限定されたものであった。これは、理論構成としては、改宗ではなくてエチオピア・ユダヤ人とその他のユダヤ人との間の「契約の更新」のための儀礼であるということであった⁽⁷⁾。これ自体は非常に微妙な裁定でありながら問題が表面化しなかったのは、実際には、1977年に始まる第2期のイスラエルへの移民において、当時移民してきたエチオピア・ユダヤ人が穏健で、彼らがみな入国時に浸礼を受けたからである。

なお、この承認の効力に関しては、それがどの範囲で妥当するのかという問題がある。イスラエルはハラハー的権威のヒエラルヒーとして首席ラビの制度を採用しているが、頂点には2名の首席ラビがいる。1人がアシュケナジ (Ashkenazi) 系のユダヤ人を代表し、もう1人がスファラディ系を代表している。このうち、O・ヨセフはスファラディ系の首席ラビである。したがって、スファラディ系のラビに対しては拘束力をもつ裁定であるが、アシュケナジ系をも直ちに拘束するものではない。もっとも実際には、その2年後の1975年に、アシュケナジ系の首席ラビであったシュロモー・ゴーレン (Shlomo Goren) もその裁定に同調の意を表明している。そしてそれを受けて、1975年3月に、イスラエル政府の閣僚委員会で、ファラシャがユダヤ人として帰還

法の適用を受け市民権が取得できることを公式に認めた⁽⁸⁾。

ここで示された経過を考えてみると、ファラシャがまず最初に正統派ラッバースートによって宗教法上ユダヤ人と認められて、しかも2人の首席ラビの一一致があつて初めて、イスラエル政府がエチオピア・ユダヤ人に帰還法を適用することを決定している。ここから明らかなことは、ユダヤ性の概念が、ユダヤ宗教法であるハラハによって個人の私的身分の問題として扱われたのちに、その裁定に則って近代国家の市民権の賦与の問題として、すなわち市民法上の「ユダヤ人」への帰属の問題として扱われているということである。したがって、ここには宗教法上と市民法上の2通りの「ユダヤ人」概念が区別され、しかも前者が後者を強く拘束しているということを示している。

3. 権利の自覚と正統派ラッバースートの譲歩

様相が一変するのは、「モーセ作戦」によって新たに移住してきたアムハラ語を話すファラシャの到来であった。それまで、エチオピア・ユダヤ人のイスラエル到着に際しては集団で浸礼を受けることで帰還法の適用を受け、ユダヤ市民としてイスラエルの市民権が取得されたのであるが、モーセ作戦による大量移民においては、現実に彼ら全員が、イスラエルへ到着したのと同時にいっせいに浸礼を受けることは不可能で、多くの移民者が儀礼を済ませずに入国した。この機会を捕えて、ゴンダル出身の政治活動家たち(Gondari political activists)が、新移民者の収容施設をまわって、浸礼を拒絶するよう説得したとされている。そして、彼らの訴えは、新参者のユダヤ人としての自尊心を煽るのに効果があった。

今回の移民者たちは、エチオピアのアムハラ地域出身であったが、この地域ではこれまでに、キリスト教徒によって、ファラシャに対するキリスト教への強制改宗が盛んに行われてきており、その象徴ともいべき行為が洗礼であった。イスラエルへの入国に当たって、彼らがキリスト教への改宗を思わせるような浸礼を要求されたことは、あたかも彼らが、たとえ疑似的であつ

てもユダヤ教へ改宗させられるような印象を受けたことは十分想像されることであった。エチオピアにおいて迫害を受けながらもユダヤ人として信仰を守り通した者であるという自覚が、入国時での浸礼によって裏切られたわけである。この訴えはイスラエル国内の世論をも刺激して、同情の声は日増しに高まり、ついに正統派ラッパーヌートも、これまでの原則を変更して大幅な譲歩を提示した。それに対して、ファラシャの側はさらに多くの要求を突きつけたため、政治問題に発展した。そのときの両者の要求する論点は以下のとおりである。

正統派ラッパーヌートは、これまでの方針から大幅に譲歩して、入国時に全員に浸礼を要求することはせず、入国後に各自がそれぞれ結婚する時に、個人的に浸礼を受けなさい、というものであった。これは、結婚の際にユダヤ人は通常、ラビ法廷でユダヤ人の出自を証明しなければならないが、それができなければ象徴的な改宗儀礼として浸礼を受けるという原則をファラシャへも適用したことの意味する。これに対して、ファラシャの活動家らは、そもそもエチオピア・ユダヤ人の間ではラビの宗教法は通用していなかったのだから、自分たちはラビの指導には服す必要はない、通常のラビ法廷に当たるものとして、ファラシャに対してはエチオピア人祭司（ケッスィーム）が管轄することを容認せよ、結婚はエチオピア人祭司が認定し式をとりおこなうべきである、という要求である⁽⁹⁾。

1985年、エチオピア・ユダヤ人の要求はどうてい容認できるものではなかつたので、両者の主張は妥協点が見いだされないままに膠着状態となった。そして、この時点での実際上の問題は、彼らがイスラエル国内において、しかも象徴的な改宗儀礼である浸礼を行わずにラビによって正当な結婚を認定してもらえるかどうかであった。しかし、エチオピア・ユダヤ人に浸礼を要求せずに彼らの婚姻を正当と認定する用意のあるラビは、たった1人しかいない。それは、ネタニヤ(Netanya)市のスファラディ系首席ラビのダヴィード・シュルーシュ (David Shloush) である。浸礼を経ていないエチオピア・ユダヤ人が、浸礼せずに結婚を承認してもらうためには、ネタニヤのラビ・シュ

ルーシュのもとまで行かねばならない。

ファラシャの要求が政治問題では決着がつかないままに、1988年には最高裁に提訴され、結婚に先立って浸礼を要求することがエチオピア・ユダヤ人の人権侵害に当たるかが争われた。最高裁は、1989年に、シュルーシュにエチオピア・ユダヤ人を浸礼なしで結婚させる権限を与える判決を示した⁽¹⁰⁾。

ところが1992年の1月になって、それまで3年にわたってエチオピア・ユダヤ人に浸礼なしで結婚を承認し登録してきたラビ・シュルーシュが、他の職務遂行を理由にこの職務の中止を表明したともいう。1992年5月現在で、一説によると、ファラシャのうちイスラエル国内で象徴的浸礼を経ないで結婚を希望する者が1万9000人もいるといわれ、そのうちネタニヤに住んでいるのはわずか3000人であるとされる⁽¹¹⁾。

4. 口伝律法の伝統と地域的伝統の調和と軋轢：カライ派的分離主義への警鐘

ここで、あらためてイスラエルのラッバーナートの立場を検討してみよう。彼らの立場を簡潔に言えば、ユダヤ人の歴史全体を貫く口伝律法(Oral Law)の伝統は、少なくとも私的身分の決定に関してはすべてのユダヤ人を拘束するというものである。もちろん、すべての領域において拘束力をもっているわけではない。各地域の固有の伝統というものは当然尊重されるべきものである。ユダヤ宗教法(ハラハ)の継続性は、いわば「大伝統」として、すべてのユダヤ人のユダヤ人たる身分を決定する枠組みであって、その枠内においては各ユダヤ人社会は地域的伝統としての固有の「小伝統」を自由に形成し得る、と言い換えることもできよう。

今日のイスラエルの社会は、世界のさまざまな地域から移民してきたユダヤ人によって形成されている。近年では、周知のように、ユダヤ人人口の半数以上がイスラエル生れで占められるようになったと言われているが、それでも、各人は親や祖父母の世代、あるいはさらにそれ以前であれ、必ずどこ

かからの移民であった。そして出身地の生活様式や慣習の数々は、人々の生活のなかで忘れ去られることなく伝統となって維持されている。そして、それらは現代イスラエル社会を構成する重要な要素とさえ言うことができる。そういう出自を列挙すれば、イラク、イラン（パラス）、イエメン（テーマン）、トルコ、サロニカ、モロッコ、アルジェリア、グルジア、クルディスタン、ブハラ、インド（コ钦）、アフガニスタン、ウクライナ、シリア、エジプトなどである。歴史的には、これらの地域出身のユダヤ人はどこでも、ラビの指導の下にユダヤの伝統的宗教法であるハラハーを遵守してきた。これがあったからこそ、言語や文化的背景を異にしつつも、ユダヤ人という共通の宗教的枠組みによって強固に結合してきたわけである。これに対して、エチオピア・ユダヤ人たちの一部の活動家が、エチオピア・ユダヤ人祭司であるケッスィームをラビとして認めるよう要求している。伝統的な宗教的枠組みを否定しようとするエチオピア・ユダヤ人の主張に対して、イスラエルのラッバーヌートが批判するのは、それゆえ、確かに理解し得る面をもっている。そして、その批判には歴史的裏付けもある。サマリア人やカライ（Karaite）派分離主義の人々の歴史的教訓があるからである。

ラビのなかでサマリア人をユダヤ人と見なす者はいない。また、ヴィルナ（Vilna）近郊に住むカライ派の人々を、ヒトラーでさえユダヤ人とは認めていない。もし、エチオピア・ユダヤ人たちが、ラビではなくケッスィームを彼らの宗教的権威として認めるのであれば、彼らは逆にラビたちからユダヤ人として認められなくなるであろう、という論拠によって、正統派のラビたちは自らの態度を明確に示している。

5. 私的身分と婚姻法

では、ラビたちの主張を法的に見たとき、はたしてそれは説得的であろうか。昨今のエチオピア・ユダヤ人の身分をめぐる問題は、新聞紙面によれば、「宗教的アイデンティティの問題ではなく個人的身分の問題である」と理解

されているようである⁽¹²⁾。イスラエルのラッバースートは、国内の左右両翼のさまざまな反論にもかかわらず、エチオピア・ユダヤ人をまぎれもないユダヤ人として認めているのであって、要求しているのは、私的身分の決定については大伝統としてのハラハーに準拠しなさいということだけであると。ここで私的身分と言われているのは、結婚の承認についてである。

ここで、イスラエル国内の現行の婚姻制度がどうなっているか理解しておこう。イスラエルの現行の婚姻制度はかなり特殊だからである⁽¹³⁾。

イスラエル国内では、結婚と離婚に関する法律関係は宗教法が主として管轄している。それも、国家の世俗法体系の一部としてではなく、それとは異質なそれ独自の法解釈と適用の体系を有する宗教法である。それを管轄する宗教法廷もまた、この裁判に当たってはその宗教法体系以外の法的権威を認めていない。イスラエル国内には、各宗教ごとに専属の宗教法と宗教裁判所が定められており、ユダヤ人はユダヤ教の宗教法に、ムスリムはイスラームの宗教法に、キリスト教徒はキリスト教諸派の各宗教法に、その他の宗派はそれぞれの宗教法に服している。

ユダヤ法によれば、婚姻の成立には2つの条件が必要である。ひとつは花嫁の聖別、もうひとつには家庭を象徴する天蓋を2人の頭上に覆うことである。花嫁の聖別とは、ヘブライ語でキドウシーンという。これは、結婚によって女性の身分が変化することを意味する。かつて、女性は家の財産であって、結婚までは父親の所有に属し、結婚とともに夫の所有に移った。花婿は花嫁の同意によってその女性を娶ることを宣言し、2人のために用意された天蓋の下に入ることによって、結婚の儀は成立する。式には2人の証人の立ち会いが必要である。また国内法は、登録のためにラビの立ち会いを要請する。

異なる宗教に所属する者同士の婚姻はイスラエル国内では不可能であるとされる⁽¹⁴⁾。ラビの宗教法廷にとっては、ユダヤ法が普遍妥当性をもち、排他的な効力をもっているのであるから、それ以外の結婚、すなわち国外での婚姻や国内の宗教儀礼を欠く世俗的婚姻は「単に存在しない」のである⁽¹⁵⁾。これに対して、国家の裁判所と行政府は、国際私法の規則に則って国外での正

当然な婚姻は承認する。これによって、ラビ法廷が関知しなくとも、国法上は認められた婚姻関係が存在することになる。

イスラエルにおける現行の婚姻制度は概ね以上のとおりである。そこで、あらためて先に提示されたラビたちの主張を検討してみたい。昨今のエチオピア・ユダヤ人の身分をめぐる問題は「宗教的アイデンティティの問題ではなく個人的身分の問題である」という主張は、はたして説得的であろうか。

エチオピア・ユダヤ人がイスラエル国内で現実に生活するうえで直接的な影響を被るのは主として結婚しようとする場合に起こる手続き上の問題である。結婚は個人的な問題であり、その際の手続きとしてラビ法廷に結婚の承認を求めるだけである。確かにそうである。しかし、個人的な問題は必ずしも私事ではない。結婚を純然たる私事とするためには、私見によれば、結婚の承認は届出制の行政婚であることを要する。届出制の行政婚の場合なら、結婚が成立しているか否かは、結婚契約書の書式が形式的要件を満たしているか否かによるのであって、形式的要件が満たされていれば自動的に受理され、内容の審査には立ち入らない制度である。ところが、イスラエルでは、今述べたとおり、結婚は認定制の宗教婚である。ラビは国家権力によって個人のユダヤ性を判定する権限を賦与されており、内容審査を行う。その判定の結果、当事者のユダヤ人たる身分が否定されれば、彼らの婚姻は認められない。認定を却下された場合に、当事者はその判断によって法的な不利益を被る可能性が存在するのである。したがって、これは確かに私的身分の問題ではあるが、個人の私的な問題ではない。

その場合、どんな不利益が生ずるであろうか。子供が生まれても正当な結婚によるとは認められない。その子供はユダヤ人とは認められない。その他、当事者が夫婦であれば受けられたさまざまな優遇措置、例えば免税措置や若い夫婦の住宅取得のための優遇措置などが受けられない。

ラビ法廷が国家権力によって私的身分の決定に専権を振るうことを国法上認められ、しかもその判定によって、国法上不利益を被ることが明らかである。しかも、その不利益を回避するためには、エチオピア・ユダヤ人が浸礼

の儀式を経なければならない以上、純然たる私的な問題ではなく、行政訴訟の対象になる問題である。実際に、このケースで訴訟が行われ、最高裁の判決が出ている。すでに見たとおり、1人のラビがエチオピア・ユダヤ人に対して、浸礼を要求せずにユダヤ人としての身分を認めている現状に鑑みて、そのラビに結婚認定の権限を与えることで調整している。これはハラハーの原則を修正したのか微妙である。いずれにせよ、この判決は、形式的にはともかく実質的にはエチオピア・ユダヤ人の結婚の自由をかなりの程度拘束している現状を追認した形となっている。しかし、それを拘束しているものが、イスラエルのユダヤ人国家たる所以を保持するうえで重要な制度である。その意味では、この判決が両者の言い分の中間を採用したぎりぎりの選択であることがよく示されている。

第3節 近代国民国家とイスラエル宗教法

以上、エチオピア・ユダヤ人の移民に際して、彼らのユダヤ人としての身分をめぐる問題を概観するとき、そのなかには、ユダヤ性に関して2つの異なる概念が交錯していることが分かってくる。それを誇張して表現すれば、片側には、近代国民国家における市民権賦与の基準となる民族的帰属としてのユダヤ性があり、もう一方の側には、伝統的なユダヤ法において歴史的に形成され規定された宗教的帰属としてのユダヤ性があつて、これらが建国以来、イスラエルのユダヤ人市民の双肩に覆いかぶさっている状態である。したがって、ユダヤ人市民は各自がそれを意識しているか否かを問わず、この2つのユダヤ性を常に担った存在と見なされることになるのである。これはとりもなおきず、イスラエルという近代国家それ自体が負っている歴史的付加価値である。ここでは、この2つの付加価値の出自を特定して、それらが今日の政治的文化状況の2つの大きな流れを形成して、建国以来、イスラエルという国の中なかで合流しているありさまを素描しよう。

この2大潮流とは、言うまでもなく、ひとつは近代西欧の政治文化で培われた価値であり、国家という観念が他の諸々の社会集団のもつ価値に対して圧倒的な強さを主張する政治文化である。もうひとつは西欧以外で近代になっても存続する政治文化で育まれた価値であり、人為的な国家という観念ではなく、民族とか宗教の同一性、あるいは言語の同一性など歴史的伝統的な価値によって各集団を特定し、相対的に法的自治を認め合ってきた政治文化である。

1. 西欧政治文化の流れ

(1) ユダヤ人とアイデンティティ問題

ユダヤ人のアイデンティティを考察する際には、彼らの歴史を概観して、その社会的存在様式に注目した時代区分を考えることは有益である。ここではユダヤ史を3つに区分して考えてみよう。第1期は、パレスチナにおける生活を中心にして、北アフリカから小アジア、さらにバビロニアにかけての比較的狭い範囲でユダヤ人コミュニティが散在していた古代。第2期には中世世界で各地に散在しゲットー(Ghetto)を形成した時代。そして第3期になると、近代西欧世界でユダヤ人解放が起こり、ゲットーの壁が崩れて、ユダヤ人が好むと好まざるとにかかわらず、周囲の世界へと押し出された時代である。アイザイア・バーリン(Isaiah Berlin)が指摘するように、ユダヤ人が複数のアイデンティティの間で精神の分裂を引き起こすようになるのは、この第3期に入ってからである⁽¹⁶⁾。

この時期に入ったときのユダヤ人が置かれた精神状況は、比喩を用いて表現すると、いったんこちらの岸から綱を解かれた小舟が向こう岸へたどり着けるでもなく流れに漂っている状態であるとか、所有者のいない土地をさまよっている状態、あるいは未知の文化にむりやり放り出された者の状態と形容できる。

この第3期の特徴は、国家という価値が、他の諸価値を圧倒して人々に絶

大な影響力を行使し始める時代である。こうした変化が顕著に現れるのは、フランス革命とナポレオンをもって始まる⁽¹⁷⁾。この社会変化がユダヤ人の身の上に降りかかるのは他の社会集団のあとからであるというバーリンの指摘を考えると分かるように、第3期への突入は、西欧社会全体を襲った変革の嵐のようなものである。その主なものを挙げれば、国民国家、国民皆兵、国民に平等の政治的権利義務の賦与、身分差別の撤廃などである。

こうした状況の一変によって近代西欧社会のユダヤ人が置かれた状況は、宗教と民族という視点で捉えてみる必要がある。それまで各自の信仰上の帰属と社会的な帰属の両方を決定してきた宗教は、いわば各自の内面の問題として私事に属すことになり、公権力は各自の思想信条や宗教的見解に介入できないという原則が確立する。それまでのユダヤ人は、宗教的帰属と民族的帰属とは不可分であったが、ここに至って彼らは、希望すれば宗教的帰属を変更して、周囲の異民族の人々と共にキリスト教徒になることも可能になった。しかし、内面の問題となった宗教は変更できるが、ユダヤ人としての民族的歴史的な同一性は変更できずに残ってしまった。

ゲットーの壁が崩されて、ひとつの国民国家にあって周囲のかつての異民族と同等の権利義務を担った一市民となり、宗教さえも周囲に同化するユダヤ人まで出現した反面、ユダヤ人としての歴史的同一性は周囲の人々から容易に消し去ることができなかった。こうして、ユダヤ人が他の人々と同じ国家の同等の市民となり、宗教的帰属が個人の内面の問題としてもはや区別の指標ではなくくなってしまう以上、それに代わって新たな区別の指標が周囲の人々から要請された。そこに、外面の問題としての出自や外見のうえから、いわば「民族」として、あるいは「人種」として周囲から区別されることになった。近代西欧にあって、非宗教的な多くのユダヤ人も含めた概念として登場したユダヤ民族という概念は、こうして近代国家を形成する人的要素としてのユダヤ民族を生み出したのである。

その最初の主唱者こそテオドール・ヘルツル (Theodor Herzl) であり、イスラエルの独立宣言においても、この人物は「ユダヤ人国家 (Jewish state)」

という理念の生みの親(英語版ではその「精神上の父」, ヘブライ語版ではその「預言の告知者」)として明記されている⁽¹⁸⁾。ヘルツルの呼びかけに応じて, 1897年(ユダヤ暦5657年)に, スイスのバーゼル(Basel)で最初の世界シオニスト会議が開催され, 「ユダヤ民族(Jewish people)がその固有の国土に再び国家を誕生させる権利」が宣言された。そして, イスラエルの独立宣言こそがこの精神を直接継承するものである。

(2) シオニズムの実践: 「ユダヤ人国家」としての独立宣言

イスラエルの国家独立の宣言は, ユダヤ暦5708年イヤル月6日, 西暦でいえば1948年5月15日に行われた。独立を宣言する法的根拠は主として以下の2点であった。第1に, ユダヤ民族が祖国に主権国家を樹立する民族自決権であり, 宣言では「我々の自然権にして歴史的権利により」と表現されている。第2は, 国際連合の総会決議の効力に則っているということである。これらは別々の根拠ではない。ユダヤ人の民族自決権が国連総会という国際社会にあって承認されたということを意味している。これに基づいて, 英国委任統治の期間が終了する日に, いわばイスラエルの固有の領土としてのエレツ・イスラエルにユダヤ人国家を樹立することが宣言されたわけである。

ここで主張されているユダヤ人国家というのは, いったいどういう意味であろうか。例えば, 日本という明治以降の近代国家は日本人国家であろうか。日本人あるいは日本民族の民族自決権に則って成立した国家であるという言い方はされるであろうか。この問題を考えるひとつの糸口は, 国籍あるいは市民権の取得に関する法制度に注目することである。国民を特定する基準のなかに民族性がどの程度反映しているか, ということがある程度確認できるからである。

イスラエルという国は, ユダヤ人だけの国家ではない。すでに建国時に領土内に住んでいて他国への移住を希望しなかった非ユダヤ人の市民も多くいる。しかし, 他方ではやはりユダヤ人国家という主張を崩さない。その姿勢はすでに独立宣言に表明されている。かたや, イスラエルの国は世界のユダ

ヤ人の移民と「捕囚民の帰還」のために門戸が開かれている。そしてかたや、イスラエルは国民の「宗教と人種と性別の如何に関わりなく」社会的政治的諸権利の完全な平等を保障し、「宗教、信念、言語、教育、文化の自由を保障する」と明記する。そして、さまざまな人々に向けての呼びかけ（アピール）を見れば、国民のなかにアラブ人の住民が存在することを当然の前提としているのである。そこで、この2つの主張を調和あるいは両立させねばならない。それを実現しているのが世界のユダヤ人に対して定められた「帰還法（ホーク・ハ・シュヴート）」という法律である。

この法律が上記の2つの主張を調和あるいは両立させている理由は次の点にある。近代国家の重要な指標である民主主義を維持し、しかも国内の多様な少数民族集団、宗教集団の各市民に平等の政治的権利を保障するためには、国民のうちユダヤ人の占める割合が他の集団をはるかに凌いでいるという状況をつねに国内に維持しておかねばならない。そのために、世界のユダヤ人にイスラエルへの移民を呼びかけるだけでなく、手続きを円滑にして入国と同時に市民権が賦与されるようにしたのが帰還法なのである。これがイスラエルのユダヤ人国家たる所以である。以来、イスラエル政府は苦しい経済状況にもかかわらず、つねに移民の受け入れを優先課題として取り組んできている。

こうして、イスラエルの国では、国民はみなイスラエル人（イスラエリ）であるが、実際には民族による区別を設けることにより、ユダヤ人国家としての実質の確保を図っているのである。

（3）ユダヤ人とはなにか

ではその場合の「ユダヤ人」とはなにか、という問題が残されている。この問題はすでに「ネーション・ステート」の概念自体の問題でもあって、決してユダヤ人にのみ特有の問題ではない。一般には国民国家あるいは民族国家として理解されるこの概念には、民族と国民という別個の概念が絡まって一国家に巣きついている。民族も国民もともに抽象概念である。近代社会に

においては国民（あるいは市民）の概念の方が具体的な権利義務の主体として法的に重大な概念であるが、それに対して極めて情緒的な、そして歴史的意味合いの濃厚な概念としての民族が絡みついているのである。しかし、他の民族の場合に比較的問題とされないのは、ある民族の居住範囲と一国家の領土とがかなりの部分で重なっているために、民族と国民とが相当程度に一致しているからである。しかし、それでも現実には、単一の「民族」が他の民族をほとんど含まずに、あるいはたとえ含んでいてもわずかな程度で、一国家を形成している例は極めて少なく、概念とは裏腹に、むしろ例外的な事象と言るべきである。そして、イスラエル建国以前のユダヤ人の場合には、世界中の広範な地域に居住しているが、どこにいてもいわば客人民族として固有の政治的領土を持たない民族だったわけである。

さて、すでに述べてきたとおり、イスラエルが建国されたとき、いち早く制定された法規のひとつである「帰還法」の現行の規定によれば、ユダヤ人とは次のように定義されている。「ユダヤ人の母親から生まれもしくはユダヤ教に改宗した者で、なおかつ他の宗教に所属していない者」である。元来、ハラハー（ユダヤ宗教法）によれば、ユダヤ人とはユダヤ人の母親から生まれた者かユダヤ教への改宗者のいずれかである。しかし、建国後、帰還法のユダヤ人の定義に該当するか否かをめぐってさまざまな訴訟が起こされ、そうした経緯があって今日の文言になっている。まさにこの法律が1950年に制定されてから今まで何度かの改正を行っているのは、ユダヤ人の定義の問題の複雑さと難しさを表している⁽¹⁹⁾。

エチオピア・ユダヤ人の身分をめぐる問題が社会問題へと展開したことによって、法的にはすでに見たようにユダヤ性をめぐる議論に新たな解釈が導入されたと考えることができる。すなわち、イスラエルという世俗国家の市民権賦与の根拠となるユダヤ性と、結婚や離婚の基礎となる私的身分を決定する伝統的ユダヤ宗教法におけるユダヤ性とは、判断基準を異にするという原則である。建国以来、原則はこのとおりであったはずだが、実際には正統派ユダヤ教の宗教法（ハラハー）に則って、エチオピア・ユダヤ人はある時期

までは疑似改宗儀礼としての浸礼を行ってきたのであった。これによって、今まで曖昧なままだったユダヤ人の公的身分と私的身分との法的な分離をめぐって、議論がかなり明瞭になるのではないだろうか。これは国家権力が管轄するユダヤ人市民の範囲とユダヤ教の宗教権威が管轄するユダヤ人の範囲とが完全には重なり合わずに並存しつつ、なんとか重ね合わせようとしてさまざまな立場と見解が交錯している状態である。このうち、後者、すなわちユダヤ教の宗教権威によって管轄されるユダヤ人の社会こそは、建国以前からそのまま受け継がれてきた制度である。

2. 中東政治文化の流れ

すでに指摘したとおり、ここで「中東の」という意味は、近代以前から現代まで存続してきた、という程度の意味に置き換えることができる。西欧近代の政治的変革によって引き起こされた枠組みの大変化を経ないで、それ以前の制度が存続している事例としての中東の政治文化を指している。端的に言えば、人の戸籍を管轄しているのが宗教的権威であるような社会である。法律関係で言えば、ある地域内の住民に一律に妥当する法もあれば、地域を越えて同一の宗教集団に所属する住民にのみ妥当する法もある、という状況である。國家の概念が他を圧して存在し、その内部に抽象的人格としての個人のみがあり、一律に同一の権利義務が賦課され同一の法規が適用される、という状況との違いである。

(1) 法の継続性：オスマン朝以来の法のモザイク

今日のイスラエル国家の法制度を概観するとき、西欧諸国や日本と比較して際だって異なる点は、イスラエルの市民個人の私的身分をめぐる法制度の存在である。この制度は個人の私的身分を各宗教的権威が管轄するというものである。この制度はオスマン・トルコ時代にまで遡るため、これを考察するときには、オスマン朝時代の法制度から説き起こす必要がある。ここでは、

私的身分をめぐる法制度を中心にして、オスマン・トルコ時代と英國委任統治時代とイスラエル建国後の3期に分けて国法体制の推移を概観し、それにもかかわらず、なぜ私的身分の決定に関しては宗教的権威が管轄するという制度が今日まで存続するに至っているかを併せて考察しよう⁽²⁰⁾。

オスマン朝トルコ帝国の法制度は3つの部分から成り立っていたといわれる。第1に、「メジェレ(mejelle)」と呼ばれたイスラム宗教法で、市民法の集成としての地位をもっていた。第2にはフランス法を中心とした欧洲の法律で、トルコ語に翻訳され、オスマン帝国内で効力を有した。第3はトルコ固有の法律で、主として土地の法律関係を律するものである。ところが、結婚や離婚といった個人の私的身分の決定に関する法律関係は、個々の宗教集団の宗教法の管轄に委ねられていた。オスマン・トルコはその広大な領土内にさまざまな民族と多様な宗教集団を包摂していたため、個々の民族の慣習や宗教制度を無視して、西欧の近代国民国家のような統一的な家族法を施行することはおよそ現実的ではなかった。

英國が1917年にパレスチナを征服して、のちに國際連盟の委任統治を開始したとき、オスマン・トルコ時代の法律は英國統治法体系の一部として組み込まれる。その後、委任統治権者は固有の法規を制定し、さらに英連邦の諸々の法規や英國の先例法と衡平法の体系が加わる。ただし、結婚や離婚などの家族関係を律する法規についてはオスマン・トルコ以来の法制度が存続する。

委任統治法は英國法の強い影響力の下にありながら、英國法にはない特徴をもっていたとされている。それが法典化であり、陪審制度の欠如である。英國ではコモン・ローの伝統から成文法典化は実行されなかつたが、委任統治法では賠償法と刑事法の分野で法典化が行われ、これらの法典は今日でも使われているという。陪審制度については、英米法では歴史が古いにもかかわらず、委任統治法では実施されることとはなかつた。これは、パレスチナにおいて英國人の職業法曹の身分を守り、現地出身者との協同による裁判を欲しなかつたためであったと考えられている⁽²¹⁾。

1947年11月29日に国連総会でユダヤ人国家をパレスチナの地に建設するこ

とを求める決議が可決され、翌48年5月15日の英国委任統治の期限が切れる時をもって、イスラエルの臨時国家評議会は独立を宣言するに至る。建国を目前にして、すでに建国後の法制度に関する専門委員会が組織されて検討が行われてきたが、敵対勢力による干渉が頻発し、委員長がテロで命を落とすなど、十分な結論が出せないままに建国を迎える。そこで独立宣言で法秩序の空白が生じないように、臨時国家評議会は施行令第11条において、立法府の新たな制定法に抵触しないかぎり委任統治時代の法規を継受することを決定した。その結果、イスラエル国家の法体系には現在まで4つの要素が混在することになった。第1はイスラエルの固有の制定法、第2には英國委任統治法、第3に、オスマン・トルコ時代の法規の残存、そして第4に、各宗教集団の宗教法である。前節で少し触れたように、イスラエル法体系は、市民の私的身分をめぐる法律問題に関しては、各宗教法に裁判権を認め、結婚や離婚を中心とする家族関係に関しては、世俗法の法廷とは別にユダヤ人の市民を対象にしてはラビ法廷に、イスラム教徒（逊ニー派）に対してはムスリム法廷にという具合に、それぞれの裁判管轄を認めている。これらの宗教法廷のうち、ユダヤ教、イスラム以外に、英國統治時代の法規ですでに認定されている団体には以下のものがある。ギリシア正教、ローマ・カトリック、グレゴリア・アルメニア教会、マロン派、アルメニア・カトリック、シリア・カトリック、カルデア教会、ギリシア・カトリック、シリア正教、バハイ教、福音教会、ドゥルーズ教⁽²²⁾。

以上の歴史的経緯から明らかのように、すでにオスマン・トルコ帝国時代から、この地域には各宗教的権威がその所属する信者を管轄する制度が存在し、オスマン・トルコの崩壊後にパレスチナを委任統治した英國も、その後のイスラエル国家も、この制度を継受してきたのである。国家主権者が交替したにもかかわらず、この制度が長く存続してきた理由の一端は、主権国家によって分割された領土内にさまざまな民族と宗教集団を抱え込んでいるために、それらの固有の家族制度と社会倫理を無視して婚姻・離婚・相続などに関する同一の家族法を一律に施行することによる弊害を恐れたことにある

であろう。また、実際に交戦状態にある2つの民族の両方を抱えるイスラエルにとっては、兵役などの国民の義務を考えれば、民族によって国民を実質的に区分することは不可欠なことである。

(2) 正統派ラッバーヌート：私的身分の決定機関

世界でユダヤ人が多く住んでいる国々には、今日でもユダヤ人協会ともいいうべき組織がある。現在、これらはどれも自主的な団体であるといわれる。日本などにも、ユダヤ人のためのコミュニティ・センターがあり、ラビがいる。しかし、彼らラビたちの職務は、かつてのように、あるいは今のイスラエルのように、ユダヤ人の私的身分の決定に排他的な裁判権を行使する法的権威ではもはやない。その場合のラビは、ユダヤ人コミュニティの世話役的職務、結婚の司式、礼拝の先唱者、宗教法規の教授と指導などである。かつて、すなわち、法的自治を教授して法と宗教が分離していなかった近代西欧以前の社会構造にあって、ラビの最も重要な職務であったユダヤ宗教法による裁判官としての職務は完全に失われているのである。そのかつてのユダヤ宗教法の支配とそれを運用し決定する宗教機関がヘブライ語ではラッバーヌートと言い、英語なら chief rabbinate である。また、その頂点には代表者が置かれるのが通例である⁽²³⁾。この宗教法に則った体制は中世に整ったのであるが、淵源を求めるときくタルムードまでさかのぼる。

今日ではほとんどの国で自主団体として組織運営されるなかで、イスラエルの正統派ラッバーヌート制度だけは国家機関であって、政府予算を支弁される。そして、その代表者である国の2人の首席ラビの下で、イスラエルの正統派のラビたちがイスラエルのユダヤ人の私的身分の決定に排他的な裁判権を行使している。イスラエル以外の国においては、ユダヤ人であることはいわば私事に属する。ましてユダヤ教を信奉していることは信教の自由の一環であって、人間の内面の問題である。だから、ユダヤ人も各国の法秩序に従う一市民である。結婚や離婚に関してユダヤ人だけに通用するユダヤ宗教法が管轄する余地はまったく存在しない。イスラエルにだけ残るこの国家機

関としてのラッバーネートは、前節の私的身分の問題と不可分の制度である。これは、言い換えるべく、ラビがかつての主たる職務であるユダヤ宗教法裁判の全部ではないが、ある重要な一部を現在まで行使しているユダヤ教正統派の宗教裁判所制度なのである。

オスマン・トルコ時代に、帝国内のユダヤ人社会を代表する立場として筆頭賢者ハハム・バシ (Haham Bashi) という称号の地位が、帝国政府によってイスタンブールに制定され、帝国内のすべてのユダヤ人社会によって承認された。これは、帝国内のユダヤ人にある程度の法的自治が承認されたことを意味する。また、諸民族を抱える帝国にとっても、各民族の代表を通して個々の秩序を維持させることは帝国の経営にとって効果的であった。その他、エルサレムに聖地のスマラディ系ユダヤ人の首席ラビとして、リショーン・レツイヨン (Rishon L'Tziyon) の地位が与えられた。

オスマン・トルコの崩壊後の英國統治時代になると、1921年には聖地の首席ラビの職はスマラディ系とアシュケナジ系のそれぞれを代表する2人の首席ラビの制度に変わる。ここで、スマラディ系の首席ラビにはヤコヴ・メイル (Ya'akov Meir) が、アシュケナジ系の首席ラビにはアブラハム・イツハク・クック (Abraham Isaac Kook) が就任する。イスラエル建国後もこの制度は引き続き存在し今日に至る。エチオピア・ユダヤ人の移民に際して、ユダヤ人としての身分に関して決定を下したO・ヨセフその他の首席ラビは、皆これに連なる宗教権威なのである。

おわりに

イスラエルの法体系の際だった特徴は、世俗法と一線を画した形で宗教法が各宗教集団の構成員の私的身分を管轄していることである。そしてそれは、近代法体系とそれ以前の法制度との混合、すなわち西欧政治文化の流れと中東政治文化の流れが合流して渦を巻いている状態に起因していることが明ら

かである。イスラエルのユダヤ人の私的身分を管轄するラビ法廷の頂点に立つ首席ラビは、その歴史的経緯からも分かるとおり、正統派ユダヤ教に属している。もっとも、正統派という呼び名は、近代以前には存在しない。すべて、タルムード以来連綿と続くラビ法廷の口伝律法の蓄積の上に構築された一大建造物以外には存在しなかったからである。これがハラハーの支配であり、ラッバーネートすなわちラビ・ユダヤ教体制そのものであった。オスマン・トルコのユダヤ人社会は、いわばこの一大建造物の中の一部屋の住人であり、筆頭賢者ハハム・バシはその部屋の主のようなものである。その他の部屋には、世界各地のユダヤ人社会の住人がそれぞれの主である責任者と共に生活していて、建物全体の主は神であり連綿たる伝統を誇るユダヤ法である、というふうに想像してみることができる。カライ派は自分たちの理念に反するといって自分からこの建物を去っていった人たちであり、エチオピア・ユダヤ人はこの建物の建設以前にどこか遠くへ行ってしまったが、最近になってここの住人になりたいといって戻ってきた人たちである。

近代社会になったとき、この比喩はもはや現実を説明しなくなった。ユダヤ人の法的自治がもはや存在しなくなつたからである。そのうえ、ラビ・ユダヤ教に立脚しながらも、かつての一大建造物の生活理念から離れていわば分家のような建物を築いた改革派、保守派、再建派さらにはハシディズム(Hasidism)の諸派の存在がある。それにもかかわらず、イスラエルにおいては、もはや正統派には属さない多くの国外のユダヤ人の帰還を呼びかけながらも、国内ではかつての比喩のままに現実を取り仕切ろうとする形で法制度が運用されてきたところに問題は胚胎していた。しかし、中東の歴史的経緯を考えれば、私的身分の法判断については各宗教権威の伝統的宗教法に一任することが地域の実情に適合していることは否定できない。そのせめぎ合いのなかで、ひとつの方向性が顕著になってきているのが、昨今の移民問題をめぐる論議ではなかろうか。すなわち、市民権賦与の条件としての帰還法におけるユダヤ人の認定の基準を、私的身分に関するハラハー(伝統的ユダヤ宗教法)の判断基準から実質的に区別していく方向性である。ただし、いずれに

しても、ユダヤ人国家でありかつ民主主義国家であるというイスラエルの基本に関わる重大な原則に直接に接触している問題であるゆえに、世俗政党と宗教政党とともに巻き込んだ主題であり続ける運命にあることは確かである。

[注] ——————

- (1) “Falashas,” *Encyclopaedia Judaica* (以下, *Judaica*と略す), 第6巻, 1145ページ。
- (2) 以下の記述は、主として*Judaica*, “Farashas”の項目に基づくが、赤牛の灰と安息日がいつ始まるのかを知るための影の長さについては、1984年11月22日放送のイスラエルのラジオ番組, “Aliyah Miteman 1950”による。
- (3) 第1期から第3期までの内容は、主に、ディアスボラ博物館(Beth Hatefutsoth) カクログ, *The Jews of Ethiopia: A People in Transition*, テルアビブ, Nahum Goldmann Museum of the Jewish Diaspora, ニューヨーク, Jewish Museum, 1986年によった。また第4期については, *Jerusalem Post International Edition* (以下*Jerusalem Post*と略す) の記事によっている。
- (4) *Jerusalem Post*, 1993年5月8日。
- (5) *Jerusalem Post*, 1993年6月26日。
- (6) ディアスボラ博物館カクログ, 前掲書, 75~76ページ。
- (7) 同上書, 76ページ。
- (8) 同上書, 24ページ。
- (9) 以上の経験について、1986年までの詳細については、同上書, 79~81ページ。
- (10) *Jerusalem Post*, 1992年10月3日。
- (11) *Jerusalem Post*, 1992年3月28日。
- (12) *Jerusalem Post*, 1992年10月3日に掲載された, 2人のラビ (Haim Luban, Macy Gordon) による“Who is a Rabbi?”と題する論文による。
- (13) この問題に関しては, Bin-Nun, A., *The Law of the State of Israel*, エルサレム, Rubin Mass, Ltd., 1992年に多くを負っている。婚姻制度については、特に144~147ページを参照 (なお、この書物の原典は*Einftührung in das Recht des Staates Israel*, ダルムシュタット, Wissenschaftliche Buchgesellschaft, 1983年である)。
- (14) 同上書, 146ページ。
- (15) 同上。
- (16) Berlin, I., *Against the Current*, オックスフォード, Oxford University Press, 1981年, 253ページ。

- (17) 同上書, 255ページ。
- (18) イスラエル独立宣言の文言については, “Declaration,” *Judaica*, を参照。
- (19) Bin-Nun, 前掲書, 16~17ページ。
- (20) これに関しては, Elon, M., *Jewish Law* (Hebrew), 全2巻, エルサレム, Magnes Press, 1978年, および, Shapira, A.; B. Bracha, *Basic Principles of Public Law in Israel* (Hebrew), Ministry of Defence, Israel, 1978年に よった。
- (21) 同上書, 15~16ページ。
- (22) Bin-Nun, 前掲書, 23ページ。
- (23) “Chief Rabbinate,” J. Wigoder編, *Encyclopedia of Judaism*, ニューヨーク, Macmillan, 1989年。